

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市財政部契約監理室

市内業者の中間年における提出書類等について（通知）

このことについて、市内業者における建設工事及び測量・コンサルの登録については、平成 3 0 年 4 月に提出された「平成 3 0 ・ 3 1 年度津山市建設工事等入札参加資格申請書」に基づいて審査を行い、平成 3 2 年 6 月 3 0 日までを有効期限としているところですが、中間年にあたる平成 3 1 年度において、次のとおり書類の提出を求めますので通知します。

記

1. 提出書類

・津山市が発行する市税等の納税証明書（原本）

市税等の滞納が無いことの証明書。法人の場合は、会社及び役員全員（監査役は除く）のもの。ただし、津山市外に在住しており、津山市に納税義務のない役員については、住民票等住所が確認できる公共団体が発行する証明書等を提出すること。（原本を提出、免許証の写しは不可）

また、個人事業主の場合は、代表者のものを提出すること。

※納税証明は、平成 3 1 年 3 月 2 5 日以降のものとする。

※納税証明書の様式については、契約監理室ホームページの平成 3 1 年度の申請書類からダウンロードして使用すること。

・商業登記「現在事項証明書または履歴事項証明書」の写し（法人の場合のみ）

（ア）現に効力を有する登記事項、（イ）会社成立の年月日、（ウ）取締役、代表取締役、重要財産委員、監査役、委員会委員、執行役及び代表取締役の就任の年月日並びに（エ）会社の商号及び本店の登記変更に係る事項で現に効力を有することが分かるもの。

※提出日において発行から 3 か月以内のものとする。法務局で取得するもの。

・社会保険料等完納証明書（原本）

社会保険（各種健康保険）に加入し、その保険料に未納がないことが証明できるもの。

※社会保険以外の健康保険の場合は、代表者の健康保険の完納証明を提出すること

※証明対象期間は、平成 3 0 年 1 月分から平成 3 0 年 1 2 月分まで

※領収書の写しは不可

※津山市税、社会保険料等（各種健康保険）について、完納でない場合は、未納があることの申立書を提出すれば申請は受理しますが、完納になるまでは指名保留とし、この期間は入札（見積）に参加できません。

2. 受付期間

平成 3 1 年 4 月 1 日（月）から平成 3 1 年 4 月 2 2 日（月）の開庁日の執務時間内

※期限内に提出のない業者については、指名保留等の対象となるので、必ず期限内に提

出すること。

3. 提出方法

持参に限る。

4. その他

平成30年4月に提出された入札参加資格申請書類の内容に変更が生じている場合で、変更届が未提出のものは、速やかに提出すること。

津山市財政部契約監理室  
電話 32-2019 (直通)